



令和 3 年 1 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

毎年恒例！令和 2 年の事件簿！

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

今回の DR.tax に事業譲渡（愛知県近郊）の情報を同封しています（紙版のうち顧問先のみ配布）。コロナの影響により、事業売却の案件が増えています。逆に購入意欲は減っているので、拡大の機会でもあります。ご興味があれば、三上までご連絡ください。

さて例年のごとく、三上税理士法人 三上努の令和 2 年の事件簿。ベスト 5 の発表です！！

【第 5 位】質素、儉約！

昨年竣工した本社社屋の影響なのか、今年は、大きく何も買わない 1 年となりました。弊社法人の車両の簿価は、なんと 3 円！（1 円は備忘のために残しておくので…3 台あります）

【第 4 位】コロナの猛威！

実質 1 位になるのでしょうか、なんとなくこれを 1 番にするのは嫌です！！

20 年以上の経験の中で初めて確定申告期限が伸び、助成金の申請やコロナ対策の納税相談などなど本当にコロナに振り回された 1 年でした。

【第 3 位】色々やることになりました！

勝川駅西発展会の会長、春日井市商店街連合会の理事、春日井商工会議事業継続・新事業創出の委員長などなど…たまに「仕事をさせろー」と言いたくなることもありますが、「頼まれた事は試され事」ですから。誰かに依頼されたことを、依頼された以上の働きをすることで、今の自分があると思っています。

【第 2 位】娘が小学校に入学！

早いもので小学生。でもかなり小さいです。（背の順番は前から 2 番目）

【第 1 位】シ・ラ・ガ・ガ・フ・エ・タ！

今年に入る前までは、ちょこちょこ抜いていましたが、今年から急増のためジョージクルーニー目指して、そのままです（笑）

以上！ 昨年も一年間くだらない話にお付き合い頂きましてありがとうございました。



本店
便り

【コロナ減税】固定資産税

文責：亀田

まだまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症。それに関する様々な対策が発表されるなか、中小企業庁の固定資産税減免措置についてご紹介致します。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の 2021 年固定資産税・都市計画税の減免が発表されました。



<減免対象>

①事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税

②事業用家屋に対する都市計画税

2020 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 か月間の 事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2 分の 1

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

以下の点に注意してください。

- ・事業用の土地は減免対象から除外されています。(対象は事業用建物と償却資産)
- ・対象となる中小企業者・小規模事業者の範囲は持続化給付金の対象者と異なります。
(ここでいう中小企業者・小規模事業者とは、資本金 1 億円以下、資本金がない事業者は従業員数 1,000 人以下です。ちなみに持続化給付金の対象者は資本金総額 10 億円未満であること。資本金がない事業者は従業員数が 2,000 人以下です。)
- ・今年のいずれかひと月さえ事業収入が半減していればよかった持続化給付金とは異なり、固定資産税の減税措置は、連続する 3 か月間での判定となります。
- ・事前に認定経営革新等支援機関等から確認書の発行を受けなければなりません。
認定経営革新等支援機関等の該当機関は中小企業庁のホームページよりご覧いただけます。
★弊社も認定経営革新等支援機関等に認定されております。
- ・申請期限は令和 3 年 1 月末まで、対象は 2020 年 2 月～10 月の間で任意で選択した連続 3 か月間の売上となります。

ご相談、ご質問等は担当者までどうぞ。

【参考】中小企業庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」より

インター
店
便り

私は職人になりたい

文責：大脇

謹んで新年をお祝い申し上げます。本年もさらなるサービス向上に向け、気持ちを新たに取り組んでまいります。変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

さて私はというと、今年も何事にも挑戦する年にしていきたい！気持ちがあふれている今日この頃です。ということで…先日、金子玲大（れお）さんがメンバーになっている一般社団法人石積み学校の活動に同行してきました。

金子さんは、日本の農村部から石積み技術継承者及び道具製作者がいなくなりつつある中で、徳島県で技術を学び、石積み修繕及び「石積み学校」での技術継承のため日本全国を走り回っているそうです。

石積みは、もともとその土地から出てくる石が使われていて、積み直す際にもその石を再利用できる点など、地域資源を循環させる持続可能な工法として環境的な観点からも見直されているそうです。空石積みの技術は地域的なバリエーションはあっても原理は共通であり、コツさえ押さえれば誰でも継承することができるため、石積みの農地をもっている人は、直す技術さえあれば材料代はほとんどいらないうという、まさに地球にもお財布にもやさしい技法なんです。

前々から興味があったので参加してきましたが、コレが楽しい！林業、造園、設計関係の方々が参加され、普段会えない方々と話すことができたのもよかったです。また、参加したことで「自力で直せるかも」と自信ができました。ただそのためには…道具が欲しい！かっこいいんですよおお！！ 古き良き日本の技法が見直され、それが継承されるって素敵ですよ。

さて見直しといえば…保険もそうです。(なんか CM みたいですね(笑))

生命保険は加入したら長期間継続することが望ましいですが、社会の仕組みや家庭環境等が大きく変われば、必要な保障も変わってくるはず。そのため、生命保険は加入した後も定期的な内容を確認し、必要に応じて見直しを検討することが望ましいです。

何の保障が必要かを定期的に確認し、必要保障と加入している保障にズレが生じていた場合は、早期に見直し等の対応をすることで、安心できる備えとなり、家計の負担も抑えられる可能性があります。

<次のページへ続く>



<前のページからの続き>

では、見直しのタイミングはいつがいいのでしょうか？

タイミングとしては大きく2つ。1つ目は保険の更新時。保険の更新のタイミングで内容を確認してみましょう。更新後の保険料が上がる場合は、保険を見直す良い機会です。2つ目はライフイベント時。人生の大きなイベントがある時は必要な保障が大きく変わる時でもあり、保険を見直す良い機会です。

また、生命保険は相続対策にも活用できます。生命保険に非課税枠が適用できるだけでなく、遺産分割トラブルに活用することもできます。特に、遺産が実家の土地家屋だけで分割しづらいものの場合、相続財産には遺留分（いりゆうぶん）という、一定の法定相続人に認められる最低限の遺産取得分の権利があるため、仮に遺言があっても、話し合いがこじれてしまいます。その対策として生命保険を活用する方法もあります。例えば、長男に自宅と死亡保険金を遺し、長男は保険金から次男に現金を渡す形で間接的に遺産を分ける「代償分割」といった方法です。死亡保険金として円滑に現金化されるため、相続税の納税資金として活用する方法もあります。

三上税理士法人では各種保険も取り扱っております。（あっ！CM になってしまった）
ご質問等は各担当者まで…。

経営 情報

新型コロナウイルス感染症に関連する医療費控除について 文責：足立

先日、国税庁より新型コロナウイルス感染症に関連する医療費控除の適用について、質問の多い項目に対して回答が発表されましたので、お伝えいたします。

① マスク購入費用は確定申告における医療費控除の対象となりますか？

（回答）マスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は医療費控除の対象となりません。
医師による診療や治療のために払った費用、または治療や療養に必要な医薬品の購入ではないためです。



② PCR 検査費用は医療費控除の対象となりますか？

（回答）感染の疑いがある方に対して、医師等による判断によって受けた PCR 検査の費用は対象となります。
感染していないか確かめるための自己判断による PCR 検査は、医療費控除の対象外となります。ただし、検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合は、医療費控除の対象となります。（治療に先立って行った診察と同様に考えることができるため。）

③ オンライン診療に係る諸費用は医療費控除の対象になりますか？

（回答）オンライン診察料、オンラインシステム利用料、処方された医薬品の購入費用は医療費控除の対象となります。
処方された医薬品の配送料については、医療費控除の対象外となります。

【参考】国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm#q5-12>

1 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) **納付期限…1 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・源泉所得税(7月～12月分) 納期限の特例を受けている者の納付 **納付期限…1 月 20 日(水)**
- ・11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) **申告期限…2 月 1 日(月)**
- ・固定資産税の償却資産に関する申告 **申告期限…2 月 1 日(月)**
- ・源泉徴収票の交付、支払調書・給与支払報告書の提出 **期限…2 月 1 日(月)**

行楽
日記

春のひとり歩き（お花見を兼ねて）

文責：青山（稜）

最近では遠出もできませんので、今回は 2020 年の春にお花見をしたお話です。
お花見といっても、近隣の公園でたこ焼きを食べながら桜を眺めたりした
だけですが。

その公園は、夏には地域の夏祭りの会場に使われたり、時期になると幼稚園
の運動会で使われたりと、地域の憩いの場のような公園です。公園を囲むよう
に点々と桜が植えられているので、春になるときれいな桜を見ることができま
すし、秋に行っても紅葉の情緒ある景色が広がっているので、身近な行楽地といった感覚でしばしば気分転
換に利用させてもらっています。



普段は子供やお年寄りの方がおもしろいことをしている程度なので、桜そのものをゆったりと眺めたり、
雰囲気を楽しみたいときには、個人的にこちらのほうが良い感じです。イベント事の貸切時でもなければ
人で密になることもないですし、昨今の新型コロナウイルス事情をあまり気にしなくて良いのも Good です。

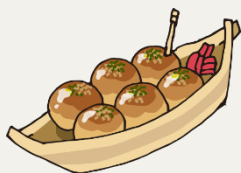
この日はお昼過ぎに公園に行ったのですが、歩いている人が何人かいたくらいで閑散としていました。こ
の頃も今と変わらずコロナウイルスの話題ばかりだったからということもありますが、この公園は桜の名所
ではなく、桜が舞っている以外は普段と変わらないからかもしれません。

ただ、そこがこの公園の良いところでもあります。あまり気兼ねすることなく、ぼ〜、とすることができ
ます。この日も、お花見と言いながらそんな感じで過ごしました。

ベンチに座って桜を眺めながらたこ焼きを食べる。たこ焼きを食べ終わったらお茶を飲んで一息つく。桜の
枝と枝の隙間を通して空を見つめる。今日も青いな〜、なんておもしろながら、はあ〜、と肩の力を抜く。春
先の午後は、風は肌寒いけれどお陽様は温かい、不思議な心地よさなので、そのままお昼寝なんてできたら
それはもう気持ちが良さそうですね、公園で昼寝はいろいろと危険なので諦めました。

そのあとは、しばし公園内を散策して、この日のお花見はほとんどおわり。あとは遠足宜しく、春めいた
道を道草を食いながら歩いて帰りました。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう現状、遠出は難しい。ですので、気分転換のちょっとしたお
散歩ついでに、近場にある季節感に目を凝らしてみるというのも、一興なことかとおもいます。その時々だ
からこそ見つけれられるものが身近なところに存在するかもしれません。



そういえば、たこ焼きは公園に向かう途中にあるたこ焼き屋さんで買いま
した。醤油と小麦粉の風味が強いプレーンな感じで、かつおぶしやソース、
輪切りねぎなどのような華やかなものはかかっていないので、悪く言えばチ
ーズなのですが、どこか懐かしく、定期的にすごく食べたくなる味でした。
これを書いていてまた食べたくなったので、今度食べに行こうかとおも
います。

無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2021 年 1 月開催スケジュール(要予約)

1 月 18 日(月) 10～12 時

1 月 20 日(月) 13～17 時 / 18～20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info